

香川県 MICE セミナー実施事業委託業務仕様書

1 委託業務名

香川県 MICE セミナー実施事業委託業務

2 趣旨

「G7 香川・高松都市大臣会合」開催の経験も踏まえ、本県がこれまで以上に MICE 開催地として主催者に選ばれるよう、会議開催における環境や SDGs への配慮、また海外参加者の食や文化への対応など、都市のブランド力向上に向けた取組や、多様化する参加者ニーズに対応した MICE 受入環境の整備について知識を深めることを目的とし、本セミナーを開催する。

3 業務の内容

県内の MICE 関連事業者を対象とした研修会委託業務として、以下の業務を実施する。

(1) 「香川県 MICE セミナー」の開催

- ・開催時期：令和 6 年 2 月下旬のいずれか 1 日（予定）
- ・出席予定数：約 200 名
- ・会場：かがわ国際会議場（予定）
- ・内容：講義形式（14:00～15:30（予定））

①出席者の募集

出席者数 200 名を目途に集客を行うこととし、集客方法等について提案すること。

香川県 MICE 誘致推進協議会 事務局（以下、「事務局」という）が作成した案内文の発送及び出席者の取りまとめを行うこと。送付する案内文は 60 通程度の想定とし、発送費は委託料に含めること。

② 会場の手配

かがわ国際会議場を想定しているが、講師の日程が合わない等の場合は、同程度の会場を提案、手配すること。なお、事務局が会場を指定する場合があるので留意すること。

③ 講師の選定及び手配

セミナーは下記のテーマにより開催すること。所要時間は 90 分程度とし、下記のテーマ及び講演内容（例）を参考に、複数名の専門講師（※講師はテーマに合わせ、1 人でも複数人でも可とする。）

を提案すること。なお、講師選定の際には、事前に事務局と協議を行うこと。

ただし、事務局が講師を指定する場合があるので留意すること。

講演テーマ：①「MICE 開催における SDGs への配慮について」

②「食や文化など多様化する海外参加者の受入環境整備について」

※地域の MICE 関連事業者にとって、身近でわかりやすい講演内容とすること

④ 広報物の作成

研修会の参加者募集にあたり、広報物（ちらし 400 部）を作成すること。

なお、1 月 15 日（月）頃に広報が開始できるように準備すること。

⑤ 配付資料の作成（必要時）

出席者に配付する資料があれば、作成を行うこと。なお、事前に事務局と協議を行うこと。

⑥ 運営

・会場設営、撤去

会場の設営（受付、ステージ、音響、客席等）及び撤去を行うこと。

・備品の手配

演台、司会台、看板、演題懸垂幕、マイク、プロジェクター、スクリーン、サーマルカメラ等必要な備品を準備すること。また、事前に事務局と協議すること。

・受付

受付時に事前に作成した名簿により出欠をとること。

・進行管理

運営計画書、進行台本を作成すること。

・業務体制

統括責任者を選任すること。統括責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、集会の運営を行う。また、業務を遂行するために次の業務従事者を置き、それぞれの人数を提案すること。進行に必要な業務従事者が他にある場合適宜提案すること。

①司会者

②受付

③ステージ管理者

④撮影スタッフ

・記録

当日の集会模様の写真を撮影すること。

⑦ 参加者のフォローアップ

出席者に対し、研修会当日にアンケート調査を実施すること。なお、アンケート作成にあたっては、事前に事務局と協議を行うこと。

⑧ 報告書作成

本業務に係る支払を終わらせたうえで、講師・会場・参加者数・内容・支出証拠書類等をまとめた報告書を作成し、令和6年3月15日（金）までに、事務局まで提出すること。

○その他

① 提案書の内容は、契約締結時に修正や変更をする場合がある。

② セミナーに使用したテキスト・資料などは報告書に添付すること。

③ 本業務の実施にあたっては、事務局の担当者との連絡を密にし、疑義などが生じた場合は、都度協議し決定する。

4 委託金額 2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

委託者は納品物を検収し、検収に合格すれば、受託者からの請求書に基づき、委託料の支払いを行う。

5 委託期間 委託契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

6 留意事項

(1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当事務局と協議を行い、事前に当事務局の了解を得た上で、

誠実に業務を遂行すること。

- (3) 受託者は、当事務局から業務遂行状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (6) 天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、当事務局が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。(ただし、契約限度額以内とする。)

7 担当部局・担当者

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館5階)

香川県MICE誘致推進協議会事務局(香川県交流推進課内) 担当者: 谷岡

TEL: 087-832-3380 FAX: 087-806-0201

E-mail: hs4128@pref.kagawa.lg.jp